

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第31回）

日時 平成31年4月22日（月）16：00～17：54

場所 経済産業省本館17階 第1～3共用会議室

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、
廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

菅野 等 電源開発株式会社 常務執行役員
國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
竹股 邦治 イーレックス株式会社 常務取締役
佐藤 悦緒 電力広域的運営推進機関 理事
都築 直史 電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長
竹廣 尚之 株式会社エネット 経営企画部長
中村 肇 東京ガス株式会社 電力トレーディング部長
内藤 直樹 関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長
鍋田 和宏 中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長
渡辺 宏 出光興産株式会社 上席執行役員
エネルギーソリューション事業本部長
山田 利之 東北電力株式会社 送配電カンパニー 電力システム部
技術担当部長

議題：

- (1) 非化石価値取引市場について
- (2) 容量市場について
- (3) その他

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
TEL：03-3501-1511（内線4761） FAX：03-3501-3675
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

○鍋島電力供給室長

定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第31回制度検討作業部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、大橋委員は欠席とのご連絡をいただいております。

また、今回より柳生田オブザーバーにかわり、出光興産株式会社より渡辺様にご出席いただいております。よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は横山座長をお願いいたします。

○横山座長

それでは本日もどうぞよろしく願いをいたします。

議事次第に従って進めさせていただきたいと思います。

本日は、議事次第にごきますように、非化石価値取引市場と容量市場についてご議論いただきたいと思います。

それでは早速ですが、お手元の資料3、非F I T非化石証書の取引に係る制度設計についてということで、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料3をごらんいただければと思います。

まず1ページ目をごらんください。

3月27日の第16回電力・ガス基本政策小委におきまして、本作業部会における非化石証書の取引に係る制度設計について検討状況をご報告いたしました。同小委におきましては、小売事業者の事業環境にも十分留意しながら、今後の制度検討作業部会において残された詳細論点について議論を行い、中間評価の基準の導入に向けた手続を進めるということとされました。

その際、中間評価の基準の導入時期については2020年度、化石電源グランドファザリングの第1フェーズの終了時期は2022年度として検討を進めることとし、導入に当たっては所定のパブリックコメントの手続を経ることとされたところです。

続いて2ページ目からは、基本政策小委の議論のまとめを掲載しております。説明は割愛いたします。

5ページ目をごらんいただければと思います。

オブザーバー等からの補足意見ということでございまして、基本政策小委及び制度検討作業部会の議論に関しまして、竹廣オブザーバー等から事務局宛てに補足意見をいただきました。新電

力14社と相談いただいた内容と伺っております。内容をご紹介します。

証書購入量の試算結果から想定される負担額は巨額であり、新電力の経営に甚大な影響を与えるものであることから、以下の制度措置を強く要望したい。

1、中間目標フェーズ1の制度設計について。

(1) 必要な制度措置について。

①高度化法の目標達成に必要な非化石証書の購入費用を全事業者が同じ条件で小売料金に転嫁することを制度上担保すること。

②非FIT非化石証書の販売益については、発電事業者に非化石電源の維持・拡大を進めるインセンティブを与えるという趣旨以外に収入が使われないよう、用途を厳密に制限すること。その際には、発電事業者間の公平性の観点も踏まえた制度措置を講ずること。

(2) 上記の措置が難しい場合に必要な制度措置について。

①高度化法の中間目標のさらなる引き下げといたしまして、激変緩和措置等の拡大など。

②FIT非化石証書の最高・最低取引価格の引き下げ。

③非化石価値取引市場の需給ひっ迫回避措置が要望されております。

次に、2つ、中間目標フェーズ1以降の制度設計についてということで、(1) 全事業者が比較的平等にアクセス可能と考えられる再エネについてのみ、全事業者に対して同様の目標を設定すること。

(2) 中間目標のフェーズ1に引き続き、グループ外からの非化石証書購入量を全事業者一律にすること。

こうした要望になっております。後ほど竹廣オブザーバーからも口頭で補足いただければと思います。

続きまして、6ページ以降、本論に入ります。

基本政策小委の議論を踏まえた今後のスケジュールについてということでございますが、事務局において詳細スケジュールを詰めました。そのスケジュールですけれども、まず、中間評価の対象は、2020年4月以降発電分とする。

次に、第2フェーズの具体的な目標設定の議論は、2021年7月末以降に適切な場で行う。

それから、最初の評価につきましては、2023年7月月以降に2020年度から2022年度の非化石電源比率について中間評価を行う。こうした形になると考えます。

続きまして7ページ目ですけれども、3ポツに続きがございます。

卒FITの取り扱いについてですが、2019年11月から12月発電分の卒FIT証書は、2019年度分の高度化法の報告に利用可能です。2020年1月から3月発電分の卒FIT証書は、高度化法の

報告が歴年ベースですので、2020年分の高度化法の報告に利用可能でございますが、ただ、高度化法の間接評価を行う際には勘案しないということとしたいと思っております。つまり、2020年度の報告様式におきましては、1－3月発電分と2020年4月から12月発電分を分けて報告いただくという形にしたいと思っております。

続きまして8ページです。

またスケジュールの話ですけれども、卒FIT以外の非化石電源につきましては、実務に混乱を与える可能性もあります。準備も必要ですので、中間目標が導入される2020年4月以降の発電分から証書を発行することとしたいと考えております。

2つ目のポツですが、なお、小規模卒FIT電源については、これはオークションは行わないということになっておりましたので、事実上、非FIT非化石電源のオークションという点につきましては、この4月－6月発電分を2020年11月ごろにオークションするということになろうかと思っております。

こうしたもろもろのことを踏まえますと、具体的なスケジュールは9ページに掲載しているようなものになるのではないかと考えております。

続きまして10ページでございますが、非FIT非化石証書の取引に係る諸規程の整備についてです。

この非FIT非化石証書の取引に係る諸規程につきましては、パブリックコメントなどを実施した上で、2019年10月中旬に施行することを目指したいと考えております。あわせて、この2020年4月以降、この非FIT非化石証書も大量に発行されていくことでもありますので、税法上の所要の整備を行っていくことも重要ではないかと考えております。

続きまして11ページでございます。

グループ内における非化石価値の取引についてということですが、これは以前の議論の振り返りでございますが、一定の範囲内に限り非FIT非化石証書についてはグループ内取引を認めることにしておりました。

そのことに関連しまして、12ページをごらんいただければと思います。

証書の取引方法についてですけれども、過去の作業部会におきまして、この非FIT非化石電源の非化石価値については相対取引も可能としていたところでございます。

2つ目のポツ、2行目でございますが、グループ内取引の証書の範囲に、先ほど申し上げたような制約をかけた結果、この当該範囲内の証書については、経済合理的な判断として発電事業者としては何らかの形で外部に販売するということになろうかと思っております。

3ポツですけれども、したがって、グループ内取引の範囲外の証書はグループ外におのず

と販売されていくと考えられますので、発電事業者に対してこの証書をJEPXのオークションで販売するということを強制しなくてもよいのではないかと考えております。

ただしでございますけれども、この※のところに書いてございますけれども、第1フェーズにおきましては、激変緩和の導入によりまして価格が高騰する蓋然性は低くなっていると考えております。ただ、あえて市場に非化石証書を供出しないというような行動が行われた結果、非化石証書の市場価格の高騰するというような状況が生じている場合には、これを防止するため、小売事業者全体の目標値を調整する等の対応を検討することも考えられるのではないかと考えております。

最後のポツですけれども、この小売事業者がグループ内で取引する証書につきましては、このグループ内の発電事業者の非化石電源の電源構成に応じて偏りなく調達することが求められるのではないかと考えております。

続きまして13ページですけれども、非FIT非化石証書の入札上限価格です。

これも同じく、竹廣オブザーバーからの要望にもありました、この高騰防止の観点に関係するところでございますけれども、2つ目のポツですけれども、激変緩和の導入によって価格が高騰する蓋然性は低くなっているというところではございますが、他方で、小売事業者による買い占め行為や価格のつり上げ等の価格操作を防ぐため、万全を期すための措置といたしまして、オークションにおいて買い手の入札上限価格を設けてはどうかと考えております。その価格水準については、4円/kwhとしてはどうかと考えております。

続きまして14ページです。

グランドファザリング関係でございますけれども、これは以前の作業部会におきまして、事業者が購入したFIT非化石証書分をグランドファザリングの基準設定の際に勘案することは不相当という意見ございました。

3つ目のポツで、この際、グランドファザリングの設定の基準からこのFIT非化石証書の購入分は控除するということを明確にしたいと考えております。

4ポツですけれども、こうした手当てを行うことを前提に、グランドファザリングの設定年については、2018年度を基準とすることとしたいと考えております。

15ページは、過去の資料の再掲となります。

16ページですけれども、グランドファザリングと既存契約の関係についてです。

2つ目のポツですけれども、既存契約の解除等によりまして非化石価値が調達できなくなった場合については、非化石電源の調達環境が悪化していると考えられますので、事業者からの申請を踏まえまして、グランドファザリングの設定時の基準から、当該契約に基づき調達していた電

力量分を控除するという事としてはどうかと考えております。

1つ目の※の部分でございますが、ただ、若干複雑な事情がありまして、複数年の相対契約の場合は、証書が相対契約で小売事業者に譲渡されなかったとしても、既存契約の電気料金の部分について割引を行うことで、実質的に無償で証書が小売事業者に譲渡されるというような可能性もあるのではないかと考えております。こうした場合においては、グランドファザリングの調整を行わないといった対応が適当と考えております。こうした点も踏まえ、可能な限りグランドファザリング設定の根拠となった複数年の相対契約を維持する場合は、証書の移転について当事者間で真摯に協議を行っていただきたいと考えております。

最後のポツの非化石証書に係る既存契約見直しガイドラインについては、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

17ページ、竹廣オブザーバーからも意見のあった価格転嫁の件になります。

2つ目のポツ、高度化法第14条を引いておりますけれども、こうした観点を踏まえ、3つ目のポツですけれども、国といたしましても、小売事業者及び需要家に対して、証書購入費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、中間評価の基準の導入等の趣旨を広報するとともに所要の環境整備を行うことが適当と考えております。

続いて18ページですけれども、これも関連する議論でございますけれども、3つ目のポツでございます。これは以前の作業部会におきまして、この転嫁については経済合理的な行動としては転嫁が行われるんだろうと。ただ、一部事業者が証書収入を小売に内部補助している場合には転嫁はできないといった議論があったかと思っております。

これに関しまして3ポツを書いておりますけれども、市場監視の結果、卸市場において市場支配の行為をする発電部門が、小売市場における競争を歪曲化する程度に、非FIT非化石証書の収入で小売部門への不当な内部補助を行っている判断される場合には、ほかの小売事業者の高度化法への取り組みへの影響が生じかねない。安心していろんな取り組みができないというふうに考えますので、当該事業者について、場合によっては次年度以降の高度化法の中間評価の基準やグランドファザリングの設定方法を見直すといった対応について検討していくことが考えられるのではないかと思います。

具体的な方法としては、本年7月から開設されるベースロード市場で、内外一致価格が実現するかどうか監視することになっておりますので、端的に言いますと、このベースロード市場の供出価格と小売価格の関係等について判断していくと、見ていくということになるかと思っております。

4つ目のポツですけれども、不当廉売の監視の運用に当たりまして、簡易的性質を持つ費用が判断要素の一つとなると考えられますので、その範囲の考え方において非化石証書購入費用を

勘案する等ということもあり得るのではないかと考えております。これは電力・ガス取引監視等委員会においてご判断される部分もあるのではないかと思います。

続きまして19ページですけれども、小売事業者による環境への取り組み状況の説明等についてということでございますけれども、この高度化法の取り組みについても一種の環境への取り組みの一つだと考えますので、高度化法の取り組みについて誤認を与えることなく需要家に丁寧に説明を行うことが重要と考えますと、例えば小売営業ガイドラインにおきましても、こうした証書の購入量を明示することを望ましい行為として位置づけるということが考えられるのではないかと思います。

20ページ以降は、内部補助の防止策についてということを書いております。

23ページにおきまして、このベースロード市場の監視における内外一致の原則について資料を掲載しております。

それから24ページでございます。

非化石電源の利用促進への自主的取り組みについてというところでございますが、この証書収入を非化石電源の利用促進に充てるような自主的取り組みを求めていく発電事業者といたしましては、まず旧一般電気事業者のグループ、それから電源開発につきましても非化石電源の保有量も多いですし、非化石証書の収入を非化石電源の利用の促進に充てることを要請していくと。その上で、定期的な説明を求めるといこととしてはどうかと考えております。

25ページでございますけれども、そうした取り組みを求める発電事業者に対しましては、ここに書いてありますような、非化石電源の証書収入につきまして、非化石電源設備の新設・出力増、非化石電源を安全に廃棄するための費用、非化石電源設備の耐用期間延長工事、安全対策費用等に用いるということ求めてはどうかと考えております。

この具体的な仕組みといたしまして、これは行政からの発電事業者に対する自主的取り組みの要請ということもあるわけですが、小売事業者におきましても発電事業者から非化石証書を購入するに当たりまして、契約などにおいて、こういう不当に発電事業者が小売競争を制限する用途に証書収入を使わないように、ここに書いてあるような用途に、この証書収入を使うということを求めるように、小売事業者においても努力していただくということを小売事業者に対してお願いするということもどうかと考えております。

26ページでございますが、これもちょっと転嫁の論点と関係しますけれども、2つ目のポツですが、経過措置料金の算定におきまして、発電部門における証書収入を控除収益として取り扱った場合には、この料金原価を押し下げになってしまうというのが、こういう技術的な問題がございます。したがって、料金算定規則等において、この非化石電源の利用の促進が行われるよ

うな必要な措置を講じていくということも検討してまいりたいと考えております。

続きまして28ページをごらんいただければと思います。

達成計画の提出対象事業者については、前年度販売電力量5億kwh以上の小売電気事業者に対してこの義務を課しておりますけれども、今後の議論といたしまして、これを見直すということもあり得るかと思えます。

具体的には、18年度分の達成計画の提出後に実態把握を行った上で議論することとしたいと思えます。場合によりましては、この1億kwhから提出対象事業者とした上で、今後段階的に目標を課すということも考えられるのではないかと思います。

続きまして29ページですけれども、第1フェーズ以降の中間評価の基準についてですけれども、この小売事業者、発電事業者双方の予見性を高める観点から、この今まで第2フェーズと単に言っていた2022年度末以降の時期につきまして、さらに2つに分割しまして、23年度から2Y年までを第2フェーズ、2Y+1年から2Z年までを第3フェーズとして、中間評価の基準のあり方を検討してはどうかと考えております。

そのようにして第2フェーズ、第3フェーズと分けた上での、この第2フェーズの中間評価の基準のあり方についてですけれども、30ページにおきましては、これまでの議論の内容を再掲しております。これまで化石電源グランドファザリングについては、段階的に漸減させていくことが適当としている一方で、漸減・撤廃するに当たっては、各小売事業者の非化石電源の調達状況等を注視した上で、小売事業者間の競争に与える影響に留意する必要があり、十分な議論を行いながら検討していくとしておりました。

その上で、第2フェーズ以降の化石電源グランドファザリングのあり方につきましては、非化石電源の稼働状況等を踏まえてこれらの電源維持等のインセンティブを損なわないことに配慮しつつ、グランドファザリングのあり方を適切に見直すことを基本とし、今後、議論するとしていたところでございます。

31ページでございますが、これは第2フェーズのあり方は、先ほど述べた前のページに書いてあるような考え方を踏まえた上で、加えて竹廣オブザーバーの意見書にも言及があったところではございますけれども、2つ目のポツとして、小売電気事業者による原子力や大型水力等の電気の調達環境も勘案しつつ、全小売事業者が再エネ等の利用促進に最大限努力するインセンティブを持つような目標設定が重要と考えられるのではないかと思います。

具体的な詳細な議論というのは、この再エネ調達環境をやはり見ていく必要があると考えますので、今の時点ではなかなか議論しづらい、時期尚早ではなかろうかと思うところですが、考え方として何らかの原則を示すという観点でこのような記載を設けております。

32ページですけれども、今後の手続についてです。

今後につきましては、今回も含めてこれまでの非化石証書に係る議論を取りまとめた上で、パブリックコメント手続を行い、10月中をめどに規定等の整備を行うことができると考えております。

また2つ目のポツですけれども、7月末に高度化法の達成計画の提出をいただくわけですけれども、それを踏まえて、2020年度の具体的な目標の決定やグランドファザリングの決定を年内をめどに行いたいと思います。その際に必要となる規定類の整備は、本年度内をめどに行うこととしたいと思います。

それから、先ほど申し上げました5億kwhの基準については、まずは実態把握を行った上で議論することにしたいと思います。

最後のポツですけれども、竹廣オブザーバーからの意見書におきましても、激変緩和量の拡大について言及がございました。また、証書市場のひっ迫防止についても言及があったところがございますけれども、2020年度の具体的な目標の決定に当たりましては、2020年度に想定される我が国全体の非化石電源比率、それを踏まえた野心的な目標設定のあり方を踏まえるということの一方で、激変緩和量の精査、証書市場がひっ迫する蓋然性が低いこと等の確認、これも行いながら、審議会において確認を得ることとしたいと思います。

これとは別途、FIT証書につきましては、この中間目標導入時に入札最低価格等について議論するという従前からなっておりますので、これは従前からの方針どおり、並行的に検討されることになります。

資料の説明は以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、鍋島さんからもお話しありましたが、竹廣さんのほうから補足意見の追加意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。

まずは、本件に関しまして意見させていただく場をいただきまして、お礼を申し上げたいと思います。

5ページに記載いただいた内容につきましては、鍋島室長のほうからもご紹介ありましており、これは当社だけの意見ではなくて、新電力13社になりますけれども——が声をそろえて陳情書という形でこのたび事務局にご提出させていただいたものであることを申し添えさせていただ

きたいと思います。

これまで、この部会ではもちろん、基本政策小委の場におきましても意見を述べさせていただいてきたところですが、改めましてこのような形に至った経緯について少し補足させていただければと思います。

この高度化法の制定の当初には、2010年ごろにさかのぼりますけれども、2030年の非化石電源比率目標は一般電気事業者で50%、当時新電力で2%ということで、非化石電源の保有状況の差というものが考慮されていたというふうに理解をしております。その後、2015年の長期エネルギー需給見通しで、エネルギーミックスの比率が原子力20から22%、再エネ22%から24%となったことを受けまして、非化石目標は原子力と再エネの和で44%以上と、こういうふうに設定されたと理解しております。

また、このタイミングでは、共同での目標達成も認められていましたけれども、2016年度の告示改正でもって小売事業者を個社ごとに一律44%以上というふうに変更になっております。つまり、国全体で44%の目標達成を目指す前提が、当初から大きく変化していると言わざるを得ない環境になっているという事実がございます。新電力としましても、今後もちろん再エネ投資に積極的に取り組む所存ですが、原子力や大型水力といったものを保有し得ないことによる差というものを、自助努力によって埋めることは困難であるというふうに考えておりますし、目標は非常に厳しいものというふうになったと受けとめております。

これらの実情を踏まえまして事務局でご検討を重ねていただいて、今、このグランドファザリング等の導入で小売事業者の負担に一定の配慮が盛り込まれたというふうに理解をしております。

委員からは、これらの措置に理解を示されると同時に、小売事業者の負担額を定量的に示すとともに事業に与える影響を確認すべきではないかという意見が複数出されたというふうに記憶しておりますし、実際にこの試算の結果から、想定される証書購入の負担額というものが非常に巨額で、新電力の経営に甚大な影響を与える水準のものであることが、ほぼ明らかになったというふうに理解をしています。

委員からは、新電力は壊滅して、その結果として寡占化がさらに進むことにもなりかねないといったような懸念ですとか、同時に新電力の我々のオブザーバーからは、小売競争への悪影響ですとか、もって需要家の選択肢が縮小されることへの懸念並びに足元の証書負担が増大することによって、2030年の高度化目標達成の不確実性が高まることにもなりかねないと、こういった問題点が述べられて、中間目標設計の抜本的な見直しを求める声が相次いだところでございます。

このような事実と議論の経緯から、この新電力13社で声をそろえて意見をさせていただくに至っております。事務局におかれましては、本内容と委員の皆様のこれまでの意見やご議論をぜひ

受けとめていただいて、今後の制度設計に生かしていただきたいと切に願っているところでございます。

また最後にですが、監視等委員会におかれましては、我々新電力は本制度の導入によりまして、小売の競争環境がゆがむおそれがあるということも強く懸念をいたしておりますので、制度運用のあらゆる場面で厳密に監視していただくことを改めてお願い申し上げたいというふうに思います。

長くなりましたけれども、以上、補足として述べさせていただきました。よろしく願いいたします。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、鍋島さんからのご説明の内容につきまして、事務局資料の内容につきましてご意見、ご質問ありましたら、いつものように名札を立てていただければご指名いたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは廣瀬委員、お願いします。

○廣瀬委員

ご説明どうもありがとうございました。

私から2点申し上げます。

1点目は資料の24ページと25ページにあります非化石電源の利用促進への自主的取り組みについてに関してです。これは前回第30回のこの場の資料にありましたとおり、通常の設定投資やメンテナンス費用、経費の支払いには売電収入を充てて、一方で、非化石証書収入のほうは今回の資料の25ページに3つ列挙してあるような用途に充てると。それについて24ページにありますように、定期的に説明を求めて確認するという仕組みを事務局から提案されたものと理解しております。具体的な用途に関しては、この例示してある3つ以外にも追加的に何を含めるのか、あるいは追加しないのか、そこは今後さらに詰めていかれるものと思っております。

この仕組みの案に関連して、前回第30回のこの場で申し上げたことの繰り返しになりますが、非化石電源の新設・出力増のため、あるいは耐用期間延長のためといった、いわゆる設備投資に関しましては、その性質上、どうしても毎年平均的に支出されるものとは限らないものだと考えられます。したがって、発電事業者の説明を求める際には、ある1年度だけの実績で判断するのではなく、前後何年度かを合計して総合的に見るのが適当だと考えます。その点へのご配慮を踏まえた案になるとよいと思います。

なお、この25ページにもう一つ書いてあります、小売事業者が、発電事業者から非化石電源の

証書を購入するに当たって、契約等に基づき当該取り組みを行うことを求めるという案につきましては、発電事業者の自主的取り組みとしつつ契約に記載するという、その両者の関係が、ややわかりにくいのかなと感じました。

2点目は、資料の29ページにあります第1フェーズ以降の中間評価の基準についての中の箇条書きの3つ目になりますが、第1フェーズ以降の時期を2つに分割して、第2フェーズ、第3フェーズとするという事務局の案につきまして、これに賛成いたします。達成計画の提出対象事業者、現状では5億kWhが基準とされていますが、この基準が変更されるにしろ、されないにしろ、今後新規に参入する事業者もありますし、あるいは今後事業が成長していったら、新たに基準に達するという事業者があらわれることも十分あり得ると考えられます。また、今後大規模な非化石電源の稼働状況が大きく変化するという事も考えられます。したがって、煩雑になり過ぎない範囲で、できるだけきめ細かくフェーズを設定することで、最新の状況を踏まえた基準としていくということが望ましいと考えます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ほかにかがでしょうか。

渡辺さんのほうからお願いします。

○渡辺オブザーバー

先ほどの竹廣オブザーバーのご意見とかぶるところもあるかもしれませんが、個別の資料の内容について入る前にちょっと一言だけ、そもそも論になるかもしれませんが、申し上げさせていただければと思います。

そもそもこの制度の導入は、やはり小売事業者が非化石証書を購入することによって、非化石電源の増加が行われるというところがあるべき姿かなと思っておりまして、そういう観点におきまして現在の制度設計において、この非FIT電源の保有者の大半が大手の電力会社の方ではないかという中で、これらの方々が目標を達成した後に、さらにその非化石電源への投資を続けていくかというようなインセンティブとなり得るのかなというところに、少し疑問を感じるところでございますので、ぜひこういうところもきちっと改めて制度の中で確認させていただければと思います。

それからあとすごく細かい話になりますが、8ページの卒FITの取り扱いのところでございますが、転売については税務当局との調整を進めていくというふうになっておりますが、これ仮に卒FITの非化石価値の転売ができないとすると、一部事業者の方にこの卒FITの価値が集

中してしまうという場合、ほかの事業者の方がどうやっても、それを使ってこの目標を達成することができないのではないかと懸念がありますので、ぜひ目標設定の前の段階でこの転売ができるかどうかというところはきちっとご確認をいただくことがいいのではないかとこのように考えております。あるいはそれが難しいのであれば、グランドファザリングの設定等々でも何か反映させていただくようなことができればと思っております。

それからあと12ページの証書の取引方法でございますが、ここにつきましては、高度化法の14条の考え方と関係するかと思いますが、基本的に小売事業者が需要家にこの費用を円滑かつ適正な形で転嫁していくことが重要という観点でいった場合、この価値の部分、コストの部分、費用の部分で需要家の方にきちっと説明していく必要があると、妥当性を説明する必要があるという観点で見たときに、やはりそういう妥当性を示すには市場という透明で公正な仕組みというものが一番向いているのではないかと思いますので、市場での売却を強制しないというようなことが書いてございましたが、逆に言いかえると全量を市場で売買する、取引するというような形で、より需要家の方にきちっとご説明できるような透明で公正な指標みたいなものをつくっていただければいいのではないかとこのように考えている次第でございます。

それから、24ページで非化石電源の利用促進の自主的取り組みという観点でいきますと、これも従来私も申し上げておりますけれども、発電事業者という立場から見まして非化石電源を保有している事業者の方が再エネの電源投資に有利になっていくと。それで新しく再エネ事業に参画しようとしている新電力等の事業者が、発電の分野で競争格差が生じるようなことにならないような手当が必要ではないかというふうに思っておりますし、それもいろいろこれまでもお伝えしてまいりましたので、そこへの何かご意見とございますか、ご回答というようなものがもしあれば、お聞かせいただきたいと。

それから27ページでございますが、5億kwhの基準のところでございますけれども、これも一定規模で目標の有無というものを分けますと、変な形での抜け穴みたいなものができてしまうおそれもあるのではないかと懸念がございますので、法律の目的あるいは趣旨を鑑みますと、やはり全事業者がきちっと対応していくことが望ましいのではないかとこのように考える次第でございます。

大変長くなりましたが、以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは竹股さんのほうから、お願いします。

○竹股オブザーバー

ありがとうございます。

くどいんですけれども、先ほどのエネットの竹廣さんからご説明のありました件につきまして、5ページでございますけれども、ここについて3点ほどコメントさせていただきたいと思えます。

1点目は、小売の負担についてですけれども、やはり小売の部分のインパクトの大きさについて改めて考えていただきたいというふうに考えております。小売の利益につきましては、前回ご発言がありましたけれども、FITの非化石市場の最低価格1.3円を使いましても、やっぱり小売の利益の2～5割に該当し、それが2020年以降継続的に発生するというのが今回の案だと考えております。

もともと2030年度目標があつて、そこで負担は発生すると。そこへの対応というふうに考えていたものが、現在の案では2020年から中間目標を設定して、それ以降継続的に前述の負担が生じるということでございます。2020年度からとなりますと、極端なことを言うと、単に原子力再稼働がなった会社さんに新電力、ほかの会社からお金が流れるだけとも言えまして、非化石電源の開発を進めるということにはつながらないというふうに考えます。また、逆にそうした開発の動きを阻害する一面もあるのではないかとこのように考えております。

この点を少し申し上げますと、新電力にとって原子力にアクセスする手段がないという今のなかでは、再エネをどう開発するか、また受電するかということになります。弊社イーレックスで申し上げますと、2030年度に向けましてノーFITの大型バイオマスの発電所の実現に向けて今努力していると。どうしても時間がかかりますし、残念ながら第1フェーズには到底間に合わない。その間、今言ったような今回の政策措置によって大きな負担が生じると。その結果、主に財務面でございますけれども、弊社の大型バイオマスの取り組みは大変難しくなるというような状況が、片やこういうことが生じます。この点は、他の新電力さんにおかれましても同様な状況だというふうに考えます。

そうすると、非化石電源を拡大、ふやすという政策目的の一部反する面があるんじゃないかというふうに懸念しております、拡大を難しく阻害しかねない面があるということをぜひご考慮いただきたいというふうに考えるところでございます。

以上から、中間目標を導入されるということであれば、当面の焦点であります第1フェーズにつきまして、極力負担を軽減することをお願いするものでございます。

具体的には、5ページに書いてありますような記載を、負担の公平あるいは小売の競争をゆがめない点を勘案して、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。1の(1)が必要な制度ですし、それが難しいということであれば、次善の策という形を考えていただきたいと思えます。

それ以降についても、2の(1)、(2)といったようなものをご検討いただきたいというふう
に考える点でございます。これが1点目。

それから2点目は、大変僭越でございますけれども、非化石取引は自由化と環境対策の2つの
政策の、この2つの目的のバランスをとることが大切だと考えております。今後小売の負担とい
うような、特に新電力にとっての負担というものは、非化石以外でもいろんなところでふえてま
います。まずは容量市場が予定されており、そのカバーする範囲もレジデンスを勘案して広げ
る方向で議論されております。負担は増加の方向。将来的には市場取引価格と合わせて均衡ある
いは収れんするとは言われておりますけれども、それでも需要の負荷率が低い新電力の負担は相
対的にどうしても大きくなるという面がございます。もちろん努力はするんですけれども。

それからタクソ料金の見直しも同様の意味で負担増だというふうに考えています。そうした中
で、今回の案では、非化石の取引だけで新電力の使命を制しかねないインパクトを持ち得ます。

一方、環境対策の面で考えますと、決して高度化法だけで対応するという面でもないだろうと
いうふうに考えます。電力セクターだけで解決できる問題でもないし、エネルギー全体を対象と
して考えることが当然これからもいろいろ考えられると思いますし、そうすると他の政策手段が
いろいろあるというふうに考えます。それらを含めて実現を図っていくというものかと思いま
すので、その2つのバランスをよく考えられて今後ご検討いただくことをお願いしたいとい
うふうに思います。これは第1フェーズ、さらにそれ以降も含めてでございます。

それから3点目、簡単に。

先ほどの2と同じ趣旨なんですけれども、今後の非化石電源を増加させるといって、再エネが
主体だと思います。現在FIT制度について抜本的に見直しという話が来年度に向けて進んでい
ると聞いております。基本政策小委で中間目標は2020年度からスタートというご説明が先ほどあ
りました。若干タイミングのずれはあるということでございますけれども、適宜その成果が抜本
的見直しなら見直しが反映できるような整合性のある進め方をぜひお願いしたいと思いま
す。

以上3点です。すみません、長くなりました。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは松村委員、お願いします。

○松村委員

資料のスライド番号の順番で申し上げます。

まず12ページ、相対取引に関してなんです、相対取引を認めるということ、それは今までの
方針もそうだったと思いますので、やむを得ないかとは思いますが、私自身は不透明な取引の

温床になるんじゃないかということをととても恐れています。売り惜しみに価格が上がるということに対する懸念に関しては、一定の配慮をするということは記述されているんですが、私はそれよりも、買い手として優越的な地位を持っている人が優越的な地位を乱用して無茶なことをしないかということに相当に心配していて、それはR P Sのときに相当無茶なことをしたというふうに着せられているようなこと、もちろん証明できれば独禁法の規制に引っかかるわけですが、こういう相対取引というのを認めると、大抵水面下に潜ってしまってなかなか明らかにならない。あのときと同じような不透明なことが起きないかということに相当心配しています。

高度化法上、発電事業者に対して義務を課することが困難だという理由だとすると、これは売ることを強制させるかどうかという話と、売るんだったら取引所を使ってくださいというのは別の次元の話じゃないかなというふうに思います。売りたいという発電事業者には、別に証書を発行しなくてもよいというようなことだってあり得ると思いますので、本当にこれが制約でできないかどうかというのは、私は若干疑問に思っていますが、一方で、そういう懸念もあるのだけれど、監視しますということであれば十分機能すると思いますので、相対取引を認めた以上、そういう懸念に対して何らかの形で問題が起これば監視するということをぜひお願いします。

しつこいようですが、価格を引き上げるんじゃないかということは一つの懸念点ではあるけれど、それだけじゃないということにはぜひご注意ください。

次に、スライド13の上限価格で、これはご提案どおりでいいかと思うんですが、もしこれ本当に上限価格4円にありついて調達コスト4円になるなんていうことになったとすると、先ほど新規参入者の方のお話では、F I T電源の下限価格というのが調達価格になったとしても、それなりに深刻な影響があるというのに対して、これ本当に4円なんていうことになったら、さらにすごい深刻なことになるんだろうと思います。

ただ、私自身あんまり心配してなくて、それはこの資料、あるいはその制度全般として念頭に置かれている状況は、F I T非化石価値のところは今現状売れ残っているわけで、これがもっとたくさん売れるようになるんだろうとは期待はしているけれど、依然として一定量は売れ残るだろうというようなことを念頭に置いて制度が設計されていて、割り当てだとか規制だとかというものも考えられているということだと理解しています。そこが売れ残っているんだとすると、非F I Tの価値というのが、その下限価格よりは低くなる、自然に均衡価格それより低くなるか、少なくともそこまでしか上がらないということになると思いますので、したがってこれは安心のために4円というのは設定しているのだけれど、こんな価格になるということが前提となっていないような、念頭に置かれていないような制度だというふうに理解しています。

逆に言うと、売れ残りが完全になくなってしまふ。それはかなり高い価格がつくというような

状況になったとすると、もともとの規制がきつ過ぎなかったかどうかということも含めて、きっと再検討する、あるいは第2フェーズに向けて検討するというようなことになるんだろうと思いますので、むしろそちらのほうがとても重要になってくるんじゃないか。売れ残りが一定量、少なくともゼロにはならないというようなことを制度上組み込んでいるということではないけれど、念頭に置かれているということを確認すれば、問題は相対的に小さくなるのではないかというふうに思います。

次に、スライド16ですが、その前、前回の整理のところ、検討が必要ではないかということを書いていただいて、その後、検討して控除するというようなことについて具体的な提案が出てきたと思います。これについては、既存契約の解除等なんですけれども、既存契約の解除であれば、これは非常に自然な提案なんだろうというふうに思います。既存契約が解除された後でも、義務だけ残って価値は外に出ちゃうというのはちょっと厳し過ぎるんじゃないかというのは、とてももっともだと思うんですが、前の資料では既存契約は残っているけれど、価値が発電事業者に帰属して、それを渡してくれないというようなものと2つの類型が書いてあったんですね。等というので2つの類型がともに含まれるんだとすれば、私は反対です。

これは前回も言いましたが、これをてこにして総括原価と地域特性に守られていた時代に結んだ長期契約というので囲い込んだ電源というのを、ぜひとも出してほしいというようなことをずっと考えられているわけで、それのてこにできるはずだというふうに思っています。これに関しては、既存の契約というのでどうしても手放さないというんだとすれば、価値は当然発電事業者に移行して、小売事業者はそのまま義務を負うというのは、そんなにめっちゃめっちゃ不自然なことではないと私は思いますので、この等というのに関しては、そちらを含んでいるんだとすると反対です。

いずれにせよ、控除するという、それに該当するかどうかということ申請を踏まえてちゃんと精査するというのであれば、それは弾くということは含まれていると思うので、この文言のまま問題ないと思いますが、等というのがむやみに拡大しないようにということの前提で賛成いたします。

次、スライド18の内部相互補助の点なんですけど、このようなことがあるときには、最悪の場合、超過で本来なら得られたであろう価値というのを、グランドファザリングで取り上げられなくてもらえたであろう価値というの、もう割り当てない、つまりグランドファザリングの水準を上げちゃうなんていうようなことも含めて対応を検討することなんだろうと思います。相当思い切ったことを出していただいたのではないかというふうに思いますが、私はこれぐらいのことはしてもいいのではないかというふうに思います。

ただ、若干懸念しているのは、内部相互補助のお金って色がついていないので、これは非化石価値の収入を投入して内部相互補助をしているのか、そちらは投入していないけれど、別の財布から出てきたものでその内部相互補助をしているのかというのって、実際に区別するのって無理だと思いますので、これは色としてはそもそも問題なのだけれど、この制度をつくることによってさらに問題が拡大するかもしれないと。それに対して強力な防護策というのを設けましたと、そういうことだと思いますので、内部相互補助というのを疑われるようなおかしい行動をしているということがあれば、最終的には取り上げるということがあり得ますと。その場合には、非化石価値のほうは使っていませんと、別のを使って内部相互補助をしているんですというエクスキューズを認めないように、それはお金に色はついていないということは明確に認識する必要はあるのかと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、菅野さんお願いいたします。

○菅野オブザーバー

ありがとうございます。

今回のページの24と25でございますけれども、当社は電源開発についても非化石電源の保有量が大きく、火力発電事業も手がけていることから、定期的な説明を求めるということが記載されておりまして、事業の規模からしますと、旧一般電気事業者さんとこの件については、非化石証書について同じような扱いを受けるといようなことについては、当然のことかなと受けとめております。

それを踏まえまして、その次の25ページのところの自主的取り組みの使途、用途でございますけれども、ここについては前回申し上げたかと思っておりますけれども、例えば大規模水力につきましては、その出力規模、キロワットアワーを維持するためには、典型的な例で言うと、たまってくる砂を排除していく堆砂費用というふうなものが、大規模水力になればなるほど必ず毎年毎年かかるような部分がございますので、この辺のものはこの用途の中で言う、例えば耐用期間延長というふうな概念にも入るかなと思っておりますけれども、その辺は確認をさせていただきたいと思っております。

それから、さらにこれからこの議論を詳細詰めるに当たりましては、ぜひこの制度の趣旨に基づいて会計上の整理ですね、バランスシートあるいは損益計算書についてのどういう影響をもって処理をしていくかということについての詰めもぜひよろしくお願ひしたいと考えております。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは國松さん、よろしくお願いします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。

現在F I Tの非化石市場を運営しております。その立場から何度も申し上げてございますが、F I T非化石市場のあり方につきましては、2018年度の方もまだ途中でございますので、この中で見直しというのは行われない認識でございますけれども、これが終わり2019年度分を始めるに当たっては、見直しのご検討をいただきたい旨を申し上げているところでございます。

その中では、この非F I T分に関しましても、その整合性を考えながらしっかり議論が行われるものと思っております。その中で、上限価格の4円の設定でございますけれども、これはF I Tの部分とあわせて本当に4円の必要性があるのかどうかというところ。また、再三申し上げてございますが、非F I Tのほうは最低価格を設けない旨のご検討をちょうだいしました。F I T分に1.3円を残す状態で本当にいいのかどうか、そのあたりはご検討をちょうだいしたいと思います。

また、こちらでは相対取引というものと転売というものが両方出てきてございます。相対取引を認めているんだけど、転売は認めないという趣旨の書きぶりでございますが、電気においてもバランシンググループの親が一括調達をして、それをバランシンググループの構成員に配るといことがやられております。これは現物の電気ですといったことが行われていると。その会計制度もしっかりできているという中で、転売、あらぬ第三者に対して非化石証書を販売するというのはとめたとしても、グループの親、代表者が一括して非化石証書を買って、それをグループの構成員に配るといことは認めていってもいいのではないかと。それによって、より効率的なことが認められるのではないかと思います。

そういった中で、相対取引というのは、このグループ内の相対取引は認めるんだけど転売は認めないということがどういうことかというところは、何を認めて何を認めないのかという部分は、詳細検討が必要かと認識してございます。

何にせよ、市場設計においては、F I Tと非F I Tがやはり同期して検討していかなければいけないと考えてございますので、見直しの際はよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

ご説明ありがとうございました。

2点ございます。

まず、25枚目のスライドで非常に非化石電源の維持拡大を進めるインセンティブを与えるということが揺るがないように、最後のお取りまとめをお願いさせていただきたいというふうに思います。

例えば原子力発電ですと、やはり維持に相当コストが、負担が大きいという側面がございます。保全・メンテナンス活動、それから追加的安全対策、また原子力の場合ですと、炉の停止期間が運転期間に含まれない、考慮されないという、そういうオペレーション上の制約がございます。恐らく、維持するだけでも相当保有する側にとっては非常にコストの負担が大きいと思われまので、やはり趣旨に沿った制度の取りまとめが大変重要ではないかというふうに思っております。

最後の点でございますけれども、28枚目のスライドで達成計画の提出対象事業者について、ご提案の内容に賛同させていただきたいと思えます。

恐らく、ないとは言いきれないかもしれませんが、事業主体がより細かい会社に分割するような、恐らく5億kwhぐらいですと自治体レベルの電力消費から考えて、まだやや大きい可能性もございますので、やはり5億kwhよりも少ない方向に基準を引き下げる、1億kwhでもよろしいかと思えますけれども、そうした方向性について賛同させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、中村さんのほうからお願いいたします。

○中村オブザーバー

ありがとうございます。

3点ほど意見を申し上げます。

まず1点目は、スライド17でございます。非化石証書の購入費用に係る円滑かつ適正な価格転嫁です。前回小売事業者側から挙げられた懸念点に対して、3ポツ目で所要の環境整備を行うことが適切というふうに記載いただけたものと受けとめております。感謝申し上げます。

具体的な内容につきましては、今後事務局よりご提案いただけるものと期待しておりますけれども、小売事業者といたしましては、非化石証書の購入費用と小売事業者が目標値の達成のために負担した総額と小売単価への影響を公表することを義務づけるよう、制度的に担保していただ

けますと、需要家の理解が得られやすくなりますし、円滑かつ適正な価格の転嫁が行われるものというふうに思いますので、ご検討をお願いいたします。

次に、スライドの25の非化石電源の利用促進に向けた自主的な取り組みについてです。

こちら、自主的な取り組みとは記載ございますけれども、できるだけこのご提案いただいている内容の仕組みを実効性のあるものとするために、例えば適取ガイドラインとか、JEPXの取引規程などの諸規程の中に記載されているような内容を定めていただくというような対応ができないかというご検討をお願いいたします。

また、発電事業者の非化石電源の維持拡大に、この本仕組みによってどれだけ寄与したのかということ、その効果について適宜検証していただければというふうに思っております。少なくとも第1フェーズが終わった段階でそういった検証をしていただきまして、それを踏まえた上で第2フェーズ以降の制度設計をしていただければというふうに考えております。

最後に、スライドの31にございます第2フェーズの中間評価の基準につきましてです。

この2ポツに記載のありますとおり、小売電気事業者による非化石電源の調達状況を勘案しつつ、全事業者に再エネ等の利用促進に最大限努力するインセンティブを持たせるような目標設定とすることが重要ということでございますので、これについて全面的に賛同いたしまして、ぜひこの方針に従って今後検討いただければというふうに考えてございます。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、又吉委員、お願いします。

○又吉委員

ありがとうございます。

私のほうからは3点コメントさせていただきたいと思います。

1点目は、今後のスケジュールに関する事務局案について、おおむね賛同したいというふうに思っております。ただ、今後FIT、卒FIT、非FITそれぞれの取引状況が小売市場における競争状況だけでなく、発電部門における非化石電源の増設、維持、更新状況にどのような影響を及ぼしているか、検証をぜひお願いしたいというふうに考えております。

2点目が、17ページの購入費用の適切な価格転嫁についてです。

こちらに所要の環境整備として、広報が重要であると書かれております。この点は非常に理解しております。一方で、小売市場における競争、公平性を担保するためには、経過措置料金への証書購入費用の料金転嫁を促すような制度の整備といったものも重要になるのではないかという

ふうに考えております。この点をご検討いただければというふうに思っています。

最後、29ページ目、第1フェーズ以降の中間評価の基準についてです。

第2フェーズを2つに分割するといったご提案をいただいているんですけども、予見性の確保の観点からは、早期に方向性を示すことというのは非常に望ましいというふうに考えております。しかし、第6次エネルギー基本計画の議論や高度化法の目標の再整理などを踏まえた上で、その後検討するというのも一つのオプションなのではないかというふうに考えている次第です。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、武田委員、お願いいたします。

○武田委員

ありがとうございます。

私からは、まず小売市場の競争環境整備について、小売市場の公平な競争環境を維持するという観点から、内部補助をしっかりと監視していただくということと、今後の検討になるかもしれませんが、収入の用途制限について対象事業者の拡大でありますとか、実効性確保策の強化といったものがあり得るのじゃないかというふうに思います。

他方、先ほど委員の先生からのご発言にも関係しますけれども、小売料金への転嫁の話ですが、非化石証書の購入費用を小売料金に転嫁することを制度上担保してほしいという、そういうご意見があったと思います。ただ、私は、この提案については、市場メカニズムを利用して消費者負担の軽減を図るといふ、この電力市場改革の趣旨に反するところがあって、一律消費者に転嫁することを制度上、認めないし求めるというのは、少々難しいのではないかなというふうに感じています。

17ページに高度化法の条文が載っているんですが、そこにある適正な転嫁という言葉から、可能な施策は、やはり19ページにあるように、需要家に丁寧に説明を行うであるとか、需要家の選択肢をふやす、そういったものに限られるんじゃないかと、そういうふうに思います。

小売市場の競争環境の維持というのは重要ですけども、消費者に全てそのツケが回るというようなことがないように、十分注意していく必要があるというふうに思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは秋元委員、お願いします。

○秋元委員

ありがとうございます。いろいろこれまで申し上げてきたことをご配慮いただいて、案がまとまってきたということに感謝を申し上げたいと思います。

まず、29ページ目のところですが、これは小委員会場で私から、案もあるのではないかとというふうに申し上げて、それに対して答えをいただいたものだということに思っています、やはり今後の状況がよくわからない中で、細かく切っておくということは、公平かつ競争環境をうまく反映していくという意味で必要なことではないかというふうに思いますので、これについて事務局、ご対応いただいたということにも感謝申し上げたいと思います。

あと、きょうも、ただそうは言ってもいろいろご懸念が、まだ新電力さんのほうにたくさん残っているということも事実だと思いますので、そういった配慮については引き続き検討できる場所がないのかということ、ぜひご検討いただきたいと思ったり、特に今残っている手段としては、32ページ目にある激変緩和量の精査という部分で、数値がどれぐらいがいいのかということに関しては、案は出てきているわけですが、実際に数値を見た上で検討するという段階において、もう一度検討する余地があるのではないかと気がしております。

あと、26ページ目に経過措置料金の算定の部分で、要は経過措置料金の場合に、いろいろ申請があつて査定があるので、なかなかこの料金を上げるのが難しいというところに関して、より簡便な何か検討ができないのかという話だと思うんですが、ここはしっかりご検討いただきたいというふうに思います。小売の競争環境がゆがまないように、ここに関しても措置をしっかりとっていただきたいというふうに思うところでございます。

最後にですが、これは一番新電力さんもずっとご懸念をされているところだと思いますので、今回動かしてみても、きょうスケジュール案も出ていましたけれども、これに関しても異論はないんですけども、ただ状況を見ながら非常に大きな影響があるというふうに認められたときには、速やかな対応をしないと競争環境が非常にゆがんで、そこで新電力がつぶれていくということがあつてはならないと思いますので、ぜひしっかりしたチェックをよくして、不断の見直しを行っていくということの方針として検討いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは曾我委員、お願いします。

○曾我委員

私からは2点でございます。

まず1点目ですが、今、秋元委員もおっしゃられた点と共通するんですけども、小売競争の環境への影響という観点で今後ももろもろの対策を具体的に検討した上で、その影響をシミュレーションした上で、なおも効果がどれだけ出てくるかという点も把握しながら、場合によってはさらなる対応措置を検討するなど、引き続き柔軟な対応を行って検討していくべきではないかというふうに思っております。高度化法の趣旨は当然ながら十分に達成できるようにというところもありまして、一方で、小売事業者の経営環境への十分な配慮という対応も両方絶妙なバランスで達成できるような対応というのは、引き続き十分に検討を重ねていくことが重要かと考えております。

2点目ですが、25ページの非化石証書収入の用途について、事務局からご説明がありました点に関してですけども、こちらは発電事業者による自主的な取り組みとは別途にといいいますか、それを見える化する観点から、発電事業者という相手があることなので、小売事業者に過度な負担になるようなことは前提となっていないという理解ですけども、契約において一定のその用途についての取り組みを求める立てつけの導入を推奨するというご趣旨というふうに理解しております。小売事業者と発電事業者の間の契約に規定することでどういう実効性が期待できるかという、そういった点はあろうかとは思いますが、少なくとも何らかの効果は期待し得るところだと思いますので、用途の点は非常に重要だと考えておりまして、手当てとしてはあり得るのではないかというふうに思いました。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

ありがとうございます。

13ページの入札上限価格についてまず1点コメントがございます。

ここでは、入札上限価格について、FIT非化石証書の水準と合わせて4円としてはどうかというお話ですが、この中間目標の期間に入ってからというのは状況はかなり違うということを踏まえますと、例えば2020年度最初の1年間だけでも、この上限価格をもっと引き下げたものから、恐らくほかの委員の先生からあったとおり、また、ご説明からもあったとおり、ここにはヒットしないものと私も予想はしておりますが、例えば最初は2円であったりとか、もっと低いところから始めて、安全を確認してから正規の値に持っていく、こういうことも皆様の不安を軽減するという観点から有益なのではないかなと感じました。

もう1点コメントがあります。

17ページのところで、適正な価格転嫁についてのお話があるんですが、そもそも論として非化石証書の購入費用の話が小売競争への影響があるかどうかという話をする際に、これを非化石証書売る側と買う側では、やはり今回の用途制限のようなものを課したとしても、まだ非対称性が残っているということは確認しておかないといけないと思っております。

プラスになる、お金が出ていく会社はそのままマイナスのまま、プラスになる会社は、そのプラスのお金の用途制限をかけたら、それが一番うまく使ってプラスマイナスゼロだと。ゼロとマイナスの比較であるとする、やはり競争状況が全く均衡にはなっていないんだということは理解しないといけないのかなと思っております。

この観点から、所要の環境整備というのがありますけれども、どの範囲で転嫁が行われるのか、先ほど委員のほうからも競争政策上何か問題があるのではないかなというような指摘もありましたが、これが転嫁が行われるものと行われないものがあって、それによってどの程度のダメージがあるのか、このあたりはよくよく考えて一通り必要な部分が転嫁される、それも国民に見えやすいような形で行われると納得感が高いんじゃないかなと感じております。

携帯電話であったり、固定電話であったり、今、ユニバーサルサービス料金といって、普通に料金表に一律で数字が挙げられているものがあって、これはそういうものだと説明されたら、皆さん納得して、うちであったら携帯電話回線を2回線契約していて、それぞれ払っているわけですが、そういうように何に使われているという名目のお金なのか、これがわかるのか、それともよくわからず毎月払っているお金の中にそういうものが含まれているらしいと知っている状況なのかでは、納得感が違うかなと感じました。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、内藤さん、お願いします。

○内藤オブザーバー

ありがとうございます。大変難しい制度設計をここまで持ってきていただきましてありがとうございます。

その上で、多くの皆さんがおっしゃっておりますように、料金の転嫁につきまして適正かつ競争・中立的にできる仕組みというのはやはり大事だと思いますので、引き続きのご配慮をいただければと思っております。

それからもう1点、10ページに記載のございます法人事業税の二重課税の懸念につきましても、

大変大事なことだと思っておりますので、何がしかの手当てを講じていただきたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、鍋田さん、お願いいたします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうからは3点ほどお話をさせていただきたいと思います。

やはり17ページの適正な価格転嫁のところでございますけれども、冒頭、基本政策小委のところで一律転嫁できるような仕組みがない限り、そういう表現もございました。小売事業者間の公平な競争環境を保つと。そのためには国による適切な制度が必要になるものというぐあいに考えています。

続きまして2点目でございますけれども、25ページの利用促進への自主的取り組みのところでございます。小売事業者が契約等に基づいて当該取り組みを行うことを求める、これについては全く異論はございませんが、小売事業者が、発電事業者がどんなふうに使ったかということを中心に把握するというのはなかなか難しいのかなというぐあいに思います。

それから最後に32ページでございます。

前回のタスクフォースにおいて、グランドフェザリングの設定を2018年度にするのであれば、激変緩和についても2018年の数字を持つてくるのが自然ではないでしょうかというお話を差し上げました。32ページに激変緩和量の精査をしていただけるということでございますので、ぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、佐藤さん、お願いいたします。

○佐藤オブザーバー

質問です。武田先生への質問ということになると思うんですけども、武田先生から先ほど、5スライド目にある新電力の方からおっしゃった小売料金の転嫁をすることが制度上担保することというので、今の高度化法の書きぶりではできないのではないかというお話がありました。それで、それをお聞きしたとき、だったら改正すればできれば、やればいんじゃないかとちょっ

と思ったところ、安藤先生のほうから、競争法上できないというお話があって、そうすると高度化法をどう考えたとしても、その法改正自体が独禁法上問題になって意味がなくなるということになると、高度化法を改正してもしょうがないということになっちゃうので、そこは高度化法をどのように改正をしたとしても、それは競争法上問題になるのかどうかというのを5スライド目の(1)①のことをやろうとすれば問題になるかどうかというのを教えていただければということとであります。

○横山座長

武田先生、お願いいたします。

○武田委員

ありがとうございます。

私の考えでは、何の立法的措置もないところで高度化法の目標達成のために負担を負う小売事業者が、それを転嫁する旨の合意をすると独禁法の問題になると思います。もちろん、独占禁止法上正当な目的による正当化の場合ってありますけれども、それは極めて難しく、本件でも困難だと思えます。

他方、何らかの立法的措置を伴って、皆で一律に転嫁するというような、高度化法の趣旨に基づく独禁法の適用除外というものを設けるのであれば、それは話は別ですが、その立法的な政策についても個人的な意見ですが、反対ですということです。

すみません、負担を転嫁できるものと、転嫁できないものがあるというのは問題だと思えますけれども、それは小売市場の競争環境の整備で解決すべきもので、その小売市場の環境整備が不十分であることを全て消費者に転嫁して理解を求めるという方法は、余りよろしくないのではないかとというのが私の意見です。

○横山座長

ありがとうございました。

皆さんからご意見をいただきましたが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、たくさんご意見いただきましてありがとうございました。この制度設計につきましては、これまで7回議論をしております。前回の基本政策小委員会でも、先ほどご紹介ありましたように2020年から中間目標を導入する方向性が確認されましたし、その際にグランドフェザリング等を設定することについても、本作業部会の方向性に委員からは大きな異論がなかったというふうに認識をしております。

中間目標や市場設計についての大きな枠組みにつきましては、本作業部会においても委員の皆様からは一定のご理解が得られたのではないかとこのように思います。また、小売事業者への事

業環境の影響につきましては、オブザーバーの皆様からご意見がありましたけれども、事務局から説明がありましたとおり、2020年度の具体的な目標を定める議論の中で激変緩和措置の設定も含め、限られた時間の中で丁寧に議論を今後していくことが重要だというふうに考えております。

今後もそうした議論をしていく必要もありますが、スケジュールも皆さんきょうご確認いただきましたように、大体ご異論がなかったかと思いますが、2020年度から中間目標を円滑に導入をするに当たりましては、これまでの議論を取りまとめまして、広く意見を聞くというプロセスに入ってはどうかというふうに考えております。

事務局において、他の市場との議論、整合性もあってほしいという話もありましたが、そういう議論も含めまして、中間取りまとめ案の準備を進めていただきまして、この次回のタスクフォースで議論したいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。そういうことで進めさせていただきたいと思います。

では、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題、容量市場についてということで、資料のご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料の4をごらんいただければと思います。

容量市場についてということで資料をまとめております。

1ページ目をあけていただきますと、この資料につきましては3部構成になっております。まず調整力として活用可能な電源の容量市場及び需給調整市場における位置づけ。それから、市場支配力行使の防止策。それから、発電側基本料金との関係というこの3部構成になっております。

2ページ目をごらんいただければと思います。

調整力として活用可能な電源の容量市場及び需給調整市場における位置づけでございますけれども、容量市場初回オークションまでに需給調整市場等から得られる対価、リクワイアメント等について一定の見通しを立てられるということが重要と考えております。

各商品区分の必要量についても適切な時期までに示していく必要があるかと思っております。

5ページ目をごらんいただければと思います。

発動指令電源の取り扱いというところでございますが、まず発動指令電源というものでございますが、これは平たく言いますと発動回数に制約のある電源でございます。現在は主に電源I'としてエリアごとに送配電事業者が調整力公募を通じてDR等を確保しております。

この発動指令電源の取り扱いにつきまして、広域機関にて開催された需給調整市場検討小委員会におきまして議論されましたので、内容をご報告をいただくとともに本作業部会でも議論いただければと考えております。

9 ページ目をごらんいただければと思います。

需給ひっ迫時における発動指令電源の発動指令でございますが、

1 ポツ目ですけれども、容量市場で調達された発動指令電源につきましては、容量確保契約に基づき一般送配電事業者により3時間前までに発動指令がされます。これは容量市場のリクワイアメントでそうなっているんですけれども、その3時間前までに発動指令ということだと、まだ時間前市場があいております。ゲートクローズは1時間前ということを考えますと、それまでの間にアグリゲーターが時間前市場に玉出しを行うと。しかもその玉出しを行ったものを小売電気事業者が調達するというのも考えられるのではないかと思います。

最後のポツでございますけれども、ただ、こういうやり方をしたときに、結局、誰からも買われなかったというようなときには、このアグリゲーターも困りますので、一般送配電事業者の発動指令による発動のうち、小売が調達しなかったものにつきましては調整力として確実に使われ、費用の精算が行われる仕組みが必要になると考えます。

続きまして11ページです。

発動指令電源の運用についてでございます。

この容量市場におきまして、発動指令電源は容量確保契約に基づきまして年間12回の発動指令に対応することが、このリクワイアメント上求められます。発動指令電源が、容量確保契約に基づく発動指令への応答に支障が出ない範囲におきまして、別途、この卸電力市場あるいは需給調整市場などで活用される、こういうところに札入れしていくということは、許容されるのではないかと考えられます。

ただ、この運用に当たりましてはいろいろ検討するポイントがございます。例えばでございますけれども、この発動指令電源が需給調整市場で Δ kWを落札した場合におきまして、一般送配電事業者が容量確保契約に基づいて発動指令を行うのか、調整力として発動指令を行うのかを選択するというにすることが必要があるのではないかと思います。発動に当たりましては、このいずれの契約に基づくものか整理した上で発動することになるかと思っておりますけれども、いずれにしても、運用方法については引き続き検討が必要と思われま。

この※1、2と書いてございますけれども、※の1のところですが、これは一般送配電事業者が両契約に基づいてアグリゲーターに対して矛盾するような発動指令を行った場合には、アグリゲーター側ではいずれか一方の契約を履行できないということになります。そういう際に、ゼッカの契約でペナルティを課すというのは、契約法の一般原則に照らして、テイソの行動として問題があるというようにも思われますけれども、こういう論点を整理した上で、同時発動を行わないというところについても整理が必要かと思っております。

また、※の2のところでございますけれども、こうした形で一般送配電事業者が、いずれかの契約に基づいて発動するか選択するということとなりますと、発動指令電源が需給調整市場に参入してきますので、この結果として火力がバランス停止することによって、運用上どうなるのかという点につきましても留意が必要でありまして、今後検討が必要と考えております。

いずれにしても、運用方法については引き続き検討してまいりたいと思います。

12ページでございますが、発動指令を行う場合の基準というところにつきましても、引き続き各関係機関におきまして検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、14ページをごらんいただければと思います。

少し話題変わります、再生可能エネルギーの普及拡大に資する供給力や調整力についてという論点になります。

この再エネのさらなる普及拡大に伴いまして、この揚水発電、蓄電池あるいはVPPというものの重要性は高まっていくものと思われま。

2つ目のポツですけれども、特にこの揚水等の容量の大きな電力貯蔵型の電源は、当面の間、容量市場において限界電源になる可能性もございます。その入札行動が容量市場の価格形成に影響を与える可能性もございます。

ということでございまして、3つ目のポツですけれども、この容量の大きな揚水のような電源等の再エネ余剰を貯蔵する能力、それから蓄電池のような応答速度が著しく速い電源等の評価につきまして、こういうものを評価する必要があると考えられる場合には、そういう制度を評価するような制度をつくることも考えられるわけですけれども、その際には、この制度設計に当たりまして容量市場にも影響を与え得るということに留意しながら検討していくことが必要かと考えております。

15ページですけれども、電力貯蔵型の電源等の扱いということですが、この揚水等につきましては、まず考えられることとしまして、卸電力市場価格が上下する際には、この値差収入を得ることも可能かと思えます。安いときに電気を水をくみ上げて、電気代が高いときに水を落とすというようなことで値差収入を得ることは可能だと思えますけれども、それだけでは価値が評価できないと考えられる場合には、その価値を評価するような制度を検討することが考えられるかと思えます。

16ページは、外国の状況でございますけれども、英国におきましては揚水、蓄電池などが容量市場に入っております、全約定量のうちの5～6%を占めております。

17ページですけれども、その際に蓄電池が参入している背景でございますけれども、英国におきましては非常に調整力の速い電源につきまして、EFR入札というものを実施しております。

蓄電池のような電源は、このEFR入札においてキロワット当たり相当の額を収入として得た上で、容量市場に入札して落札されているものと考えております。

続きまして、18ページ以降、市場支配力行使の防止策についてです。

まず19ページに議論の背景ですけれども、これは前々回の制度検討作業部会におきまして、1度市場支配力の行使についてはご議論いただきました。前回の議論において、特に論点になった点につきまして資料をまとめております。資料といたしましては23ページ目をごらんいただければと思います。

価格つり上げの防止策でございますけれども、価格つり上げについては、事後監視で対応すると。入札後に、落札電源のうち入札価格上位電源と約定価格以上で入札を行った電源に入札価格の妥当性について説明を求めるといことにはどうかと考えております。

それから24ページでございますけれども、これは売り惜しみと価格つり上げの監視ということとで1ページつくっておりますけれども、この価格つり上げに関しましては、限界電源を有していれば実行可能。それから売り惜しみについては、この限界電源を有していなくても大きな市場シェアを有していれば実行可能と、このような分析、指摘がございます。

売り惜しみの監視に当たりましては、発電設備等の情報掲示板の情報を活用することも考えられるのではないかと思います。

それから25ページですけれども、価格つり上げに対するペナルティの適用というところですが、これは前々回のご議論におきまして、ペナルティが厳し過ぎると容量市場参加のハードルが高まるというご指摘ありました。

2つ目のポツですけれども、価格つり上げと考えられる行為が初めて行われた際には、このペナルティの適用が検討される旨、注意勧告をするということも考えられるのではないかと思います。

最後、※のところありますけれども、特に悪質な行為については、初回からペナルティの対象とすることも考えられると思います。

それから26ページ、価格つり上げの監視方法ですけれども、これはモデルプラントをベースにして監視をしていくということが考えられるわけですが、先ほど申し上げたような揚水発電所、蓄電池などにつきましては、コスト検証ワーキンググループにおいて検証が行われていないというところもございますので、電源の扱い等について検討していく必要があるかと思います。

最後に27ページ以降、発電側基本料金との関係になります。

28ページですけれども、発電側基本料金の導入についてでございますが、これは以前も申し上げ

げましたけれども、電力・ガス取引監視等委員会が検討を行っている発電側基本料金につきましても、この容量市場に参加する電源の入札行動に影響を与えるものと考えております。そのため、発電側基本料金の導入時期や想定される課金水準、導入後の発電・小売間での価格転嫁の具体的な考え方について検討が進められることが望ましいと、こういう留意点を記載させていただいております。

資料の説明は以上となります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明の内容につきまして、皆様のほうからご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

大山委員、お願いします。

○大山委員

どうもありがとうございます。

まず、揚水、蓄電池の話ですけれども、容量市場で手当てしていてもなかなか回収が難しいかもしれないというのは認識しております、ただし、系統運用上からすれば非常に重要なものであると。特に再生可能エネルギーなんかも入ってくる、この状況を考えますと非常に重要であるということですので、ぜひ今後検討よろしく申し上げますということをまず申し上げたいと思います。

それから、一番最後のところ、発電の基本料金、これは電力・ガス取引監視等委員会で検討を行っているということで、検討の詳細は私はあんまり実は承知しておりませんので、ちょっと間違ったことを申し上げるかもしれませんが、どこに導入するかとか、そういうことで変わってくるというふうに承知しているんですけれども。電源の価値、かなりいろいろ場所によっても違いますし、能力によっても違うということですので、例えばアンシラリーサービスが適用できる、はっきり言ってしまうと現在の電源Ⅱのような電源に対しても配慮できないかなと、ちょっと常々思っております、そういった検討を——この場じゃないと思いますけれども——していただければなというふうに思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

松村委員、お願いします。

○松村委員

まず、すみません、この委員会のマターじゃないと思うんですが、今、説明で出てきてちょっとびっくりしちゃったものですから、ぜひ指摘しておかなければいけない。

大山委員がおっしゃったことと共通しているのかもしれないんですが、先ほどのご説明で、容量市場の限界電源というのに揚水がなる可能性というのを指摘されました。もちろん、理論的な可能性としては当然あるわけですが、これが比較的近い将来にありそうなことだとすると、これは大問題というか、この委員会あるいは容量市場の設計以前の段階で、いろんなところでちゃんと検討しなければいけないことなんだろうと思います。

つまり、限界電源ってどういうことなのかというと、容量市場で一定以上のお金がもらえなかったらとめちゃいますとか、あるいは場合によっては廃止しちゃいますと、そういう類いの電源というのが限界電源になっているはずなんですよ。容量価格が高かろうと低かろうと動かすつもりですというのは限界電源にならないはずなので、限界電源になるというのはそういう電源だということなんですよ。老朽化した火力だとかDRだとかはとてもわかりやすいんですけど、もし揚水がそうだったということは、容量価格が仮に予想よりもちょっと低かったというときには、揚水がとまっちゃうあるいは廃止されちゃうということが前提になっているということですよ。もしそうでないにもかかわらず高い価格をつけているとすれば、それは事業者が価格つり上げ行動をとっているということの意味しているということになります。

ということは、揚水がとまっちゃうとか、近い将来廃止されちゃうという可能性が相当にあるということの意味しているわけですよ。でも、例えば再エネの系統接続だとか、あるいはその抑制だとかというのを議論するときには、今ある揚水は存在していて動くということを前提にあらゆる計算というのがされているので、それがとまる可能性があるなどというのは、本当に現実的だとすると、ほかの委員会で前提として議論されていることというのは正しくないかもしれないなどということになっちゃうわけです。

沖縄電力のケースのやんばるの揚水がとまっちゃったなどというようなことが、本土の系統で起こり得るとすると、それは物すごい大問題なので、大問題だからとめちゃいけないと強制することはできないと思うんですけど、だとすると、そうならないための対策って、何かいろいろ考えなければいけないのではないかな。

すごく極端なことを言うと、揚水があるおかげで出力抑制というのがこれだけでとまっている。揚水がなくなっちゃったらもっとふえているなんていうことがあったとすると、例えば売れ残りのFIT非化石電源の価値だとかというのの一部は、そういう系統で揚水に割り当てなきゃいけないんじゃないとか、そういうような類いの議論ってすぐにしなければいけないので、もし本当にそれが現実的だとすれば、もうできるだけ早いタイミングで知らせていただきたい。

事業者のほうも、もう揚水廃止ということも念頭に置いていますなどというようなことがあったとすると、いろんな意味で大問題になるので、それはもうできるだけ早い段階でエネ庁等とも情報を共有してその制度設計が起こってきてほしいし、非常に短期的に言って、これが限界電源になるなどと全く想定していないので、今現在は出てこなくても問題にならないと思いますが、もう本当にそんなことを考えている事業者がいるんだとするならば、できるだけ早い段階で明らかにしていただいて、議論をちゃんとしなければいけないのではないかと。そういう類いの制度設計って、すごい時間がかかるので、もう突然に容量市場の20年の直前にそんなこと言われて、24年にもとまっちゃう可能性がありますなんて言われても、もう対応できないと思いますから、できるだけ早いタイミングで言っていただきたい。

次に、容量市場、調整力市場全般に言えることだと思いますが、今回のに限らず、例えば諸外国では容量市場に入ってこれる、あるいは調整力市場に入ってこれるんだけど、日本の要件だと入れないというような類いのもので、実際に諸外国で活躍しているもの、あるいはもし仮にそうでなかったとしても、日本でだったら活躍する余地は十分あるけれど、今の要件では入れないとか、あるいは評価が低くなり過ぎるなんていうものがあつたりすると、これに関しては早急に要件の見直しというのが必要になってくると思うので、もし事務局のほうでもそういうようなものを把握しているのだとするならば、ぜひそういうのを積極的に情報として出していただきたい。

例えば、蓄電池とかで入ってくるとかというようにときに、一定以上の時間稼働することという要件が厳しくあると入ってこれないけれど、しかしイギリスとかでは十分活躍している電源などというようなものというのがあるとすると、その要件を見直すとかというようなことも必要になってくるのかもしれない。そういう情報というのがもしあつたとするならば、今回出てきた例というのでもしあれば言うに及ばず、そうでなくてもぜひ積極的に出していただいて、より合理的な要件なり制度なりというのにできるようにしていただきたい。

とりわけ容量市場は、いろんな制度設計のぐあいによって価格が当面高くなるという可能性というのを相当に心配しているわけですし。例えば経過措置の設計の仕方だとか、あるいは需要曲線の引き方だとかというので高くなりかねないというようなことはいっぱい出てきているので、それを緩和するためにはできるだけいろんな電源に入ってきてほしいというような要請は、今まで以上に強くなっていると思います。その点十分考えた上で、諸外国では入れるものが入れないなんていうことがないかどうか、あるいは仮に諸外国では入っていないとしても、合理的な電源として日本であるようなものが入れないかどうかということは常に検討していただきたい

次に、価格つり上げ防止に関してなんですけど、売り惜しみの監視というのはしていただくと。具体的に今回出てきたというので、整理の仕方は間違っていないと思いますが、均衡価格の近傍

で見るとというのは、例えば均衡価格は5円になっているときに、3円に出した札に関して、本当は2円が正しかったのじゃないか、3円は高過ぎるじゃないかと言ったってしょうがないというようなことで、そういうところはわざわざ見ないというのは労力の合理化というところでもそうだろうと思います。

それから、均衡価格が5円ぐらいのところ、本来は9円に入れるべきところを10円で入れている、けしからんじゃないかということをやったとしても、本来の価格にしたってどのみち落札されないなんていうのをうるさく言ってもしょうがないというようなことで、均衡価格の近傍を見るというのはいいと思うんですが、例えば売らなかったというのは容量市場の上限価格よりも上の価格をつけたというのと理論的には同じわけですね。

ところが、売り惜しみをしているんだけど、均衡価格は5円で、本来正しい価格をつけたら5円かそれ以下だったじゃないかというようなものについては、均衡価格から相当遠かったとしても問題になり得るということなので、今回、その均衡価格の近傍だけでなく、売り惜しみもちゃんと見ますということをおっしゃったのは正しいと思うんですが、つまりそういうこと。

つまり、大幅に高い価格をつけている。売り惜しみというのは、上限価格を超える価格だというようなこと。でも、それ、ちゃんと正しくやれば均衡価格以下か、その近傍まで行ったじゃないかというようなものについては、均衡価格から相当遠かったとしても、ちゃんと監視していただくということがとても重要です。それが恐らく売り惜しみということをちゃんと監視することの意味だと思いますので、仮に本当に文字通り売り惜しみに市場に出てこなかったものだけじゃなくて、非常に高い価格がついているものでも、著しく高くなっているものというのは、どのみち監視しなければいけないということを決して忘れないようにお願いします。

次に、戻ってスライド15のところ、下げ調整力というのを揚水とかで価値を見るというようなことに関しては、広域機関で下げ調整力については独立して調達しなくてもいいんじゃないかというのは、これ十分にある意味で余っていると言うと変なんですけど、上げ調整力さえ調達できていけば、わざわざ調達しなくても十分能力あるだろうと、そういう整理だと思うんですね。決してこの価値を無視しているということではないので、その整理とコンシステントであるかどうかというのを見て、このやり方では揚水が救えないということなら、別のやり方を考えなければいけない。最初に言った点に戻ってきますが、そういうことになると思いますので、これだけに固執することなく、総合的にいろんな手段を考えていただきたい。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

ご説明ありがとうございました。

私のほうからコメントで14枚目、15枚目のスライドに関して、先ほどの大山先生の意見にも関連するのでございますけれども、やはり電力貯蔵型の電源の価値を評価する適切な制度を検討することが考えられるという点に賛同させていただきたいというふうに思います。やはりこうした15枚目のスライドに書いてあるような、例えば揚水式水力発電所ですと経済揚水のように、値差収入をベースに、恐らく資本回収するようなビジネスモデルは市場環境によって変化し得るのではないかと。例えば今、夏のような高需要期に太陽光がたくさん入ってきた場合には、昼夜で恐らく値差というのが余り発生しなくなるような、そうしたシチュエーションも十分に考えられます。

しかしながら一方で、ほかの季節では揚水というのは極めて重要な機能を発揮する電源でございますので、こうした適切な制度を検討するということは必要なことかと思えます。

例えば、やはり再生可能エネルギーがより大量に入ってくれば、恐らく季節間での変動のような、そうした対応をする電源を確保するということが非常に重要になるかというふうに思います。それを別途、制度として検討するのか、もしくは卸市場でそうしたところをもう少し詳細に評価できないのかどうか。

それからあと、こちらの14枚目にもブラックスタート電源という、非常に重要な電源でございますけれども、このほかにも恐らく電圧調整機能を具備した電源というのも非常に電力の安定供給上極めて重要でございますので、そうした価値をしっかり評価する枠組みというのは恐らく必要になるかもしれませんので、継続してご検討をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは、菅野さん、お願いします。

○菅野オブザーバー

私もページ14、15のところを発電事業者側の実感として申し上げますと、今、松村先生からご指摘のあった沖縄で揚水発電所を廃止したのはJ-POWERでございますので、それについては沖縄電力の系統上の役割についてかなりの協議をして、さらにはJ-POWERとしていわゆるここで言う経済揚水ですね、値差を利用した活用できないかということについてもかなり検討した結果として、どうしても無理だということで廃止に至ったという経緯がございます。

そうした経験を踏まえて、今回の市場設計の観点から申し上げますと、今回こうやって揚水を含めた電力貯蔵型のものに関する問題提起をいただいたこと、非常にありがたいというふうに思っております。

今の方向ですと、先ほど松村先生からご指摘あったとおり、需給調整市場については、今、下げ側の消費についてはつくらないというふうな方向性がございますので、そうすると揚水発電を持っている人間はどうやって振る舞うかということ、容量市場になるべく取れるように札を入れて、容量市場の入札で落札させていただいた上で、自分で安いと思ったところで水を上に上げておいて待っている。待っていた上で、ウイークリー、毎週に決まる需給調整市場のほうの札を入れるのか、前日に入れるスポット市場に入れるのかということも、近づいてきたところでマーケットの状況を見ながら、発電事業者のほうも判断をしていくというふうな運用になるんだろうと思います。

ただ、そうしますと、安いと自分で思ったときに水をあらかじめ上に上げて貯蔵して蓄電しておきますので、今九州で行われておりますような火力発電を最低負荷まで落として、それでも余る再エネについては揚水で上に上げてというふうな、そういう使い方にはちょっとなじまなくなる。あらかじめ発電事業者は自分の判断で水を上に上げ、蓄電しておく必要がある。というところはちょっと需給調整市場のロジックとしては、下げ調整力は必要ないと。ほかに火力電源があるからというのは、そのとおりかなと思うんですが、再エネ大量導入のロジックからいうと、ちょっとそこは、水を上に上げてあらかじめ待ってると言われると、ここにはもう再エネを吸収する余力はなくなっているわけですので、そこについては矛盾が生じているのかなと。この辺を含めて、今回いただいた問題提起の方向でぜひこの点についてのご検討をいただきたいなというふうに思っております。

○横山座長

ありがとうございました。

佐藤さん、お願いします。

○佐藤オブザーバー

11スライド目のところで、かなりテクニカルなお話をさせていただきますけれども、これは鍋島室長が正しく指摘されながらご説明されたんですけども、この一番最後の※2のところをかなり心配してしまっていて、選択という仕組みにした場合、本当に需給ひっ迫時に火力をバランス停止にしないで、ホットな状態で本当に厳しいときに全ての火力は確保できるかどうか、特に21年以降 Δ kwhって、広域運用になりますので、即破綻する場合は来てしまいますので、相当この運用のところというのは、選択するという仕組みも含めて大丈夫かどうかというのは広域機関で

も、ぜひ、相当これは検討させていただいて、役所とも共有をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは、鍋田さん、お願いします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。

私も14ページの電力貯蔵型の電源のところについて1点お話をさせていただきたいと思います。

このような揚水とか蓄電池のような電力貯蔵型の電源ですけれども、これまでの供給力等の供給に加えて、再エネ電源の出力抑制低減という観点から、その重要性はこれからどんどん高まっていくなじまないかと思っています。

今回、市場をつくっていただいて、容量市場とか需給調整市場をつくっていただいて、 Δ kwh 価値、これで総合的に運転に必要な費用を回収していくことになるんですけども、そこを評価して、もし回収できないようであれば、再エネ抑制の低減できるというメリット、ほかにも価値があると思いますけれども、そういうところで評価する必要があるのではないかというぐあいに思います。

これから、いろんなその価値をどう評価をするかというのを検討していくということになると思うんですけども、例えば先ほど松村委員が言われましたけれども、再エネの抑制が低減できる。もし抑制しているときは、再エネ発電事業者はそのときには一切収入もなくなってしまいますので、仮に貯蔵によって発電できるということであれば、そのメリットを用いて貯蔵設備の確保をするとか、そういう案も考えられるのではないかと思いますし、これからいろいろな案を検討していけばよろしいかと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、山田さんのほうからお願いします。

○山田オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうから一般送配電の立場といたしまして、発電指令電源の運用に関してちょっとご意見を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、先ほどご説明にもございましたけれども、発電指令電源の発電ということには一般送配

電事業者の判断ということになるということで、スライド11、12のほうにいろいろ記載いただいておりますけれども、ほかの主張との関連を考慮いたしますと、運用ルールとか整理すべき課題がかなりあるのかなというふうに考えてございます。

具体的には、11スライド目でご説明ございましたけれども、発動指令電源が需給調整市場で Δ kWhを落札した場合には、一般送配電事業者が容量確保なのか、調整力なのかということで判断して発動指令を行うといったような記載がございます。いずれ、本来そういった事前にはキロワット価値、それから Δ kWh価値というものの両方確保されているということが重要かと思っております。

それで下の※2のほうで、先ほど佐藤事務局からのご意見もございましたけれども、やはり火力がバランス停止して、供給力が減少するといったようなところが非常に懸念されますので、それが顕在化してきているといったようなことがわかった場合には、改めて議論をお願いしたいというふうに考えてございます。

それから、スライド12のほうに容量市場で広域的に確保された発動指令電源について記載ございますけれども、その広域的運用方法、いわゆるひっ迫エリアに対しまして、どの電源をどのように発動するかという点につきましては、広域需給調整による広域運用を含めまして、総合的に運用するということになるかと思っております。その辺の運用ルールを明確化するという必要がありますし、システム対応も含めまして検討が必要かと思っております。

いずれにしても、こういった対応は需給ひっ迫時の運用者として非常にふくそうした状況での対応となりますので、実運用断面としては極力シンプルな運用にすべきのかなというふうに考えてございます。

したがって具体的な運用方法の整理に当たりましては、システム対応の要否も含めまして実務面を考慮しながら検討が必要かと思っておりますので、これらの検討につきましても私どもも協力はさせていただきますと思っていますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

たくさんのご意見いただきましてありがとうございました。きょういただきましたご意見をもとに引き続き検討を進めていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。時間以内にきょうは終わることができました。それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○鍋島電力供給室長

1点ご報告でございますけれども、4月22日からJEPXにおきまして間接送電権市場のオークションを開始しております。今、札入れが行われているところですが、初回の取引実施日はあさって4月24日になります。間接送電権市場におきましては、週間24時間型の商品を1回のオークションで一月分取り扱うことにしております。したがって、今回のオークションでは2019年6月の4週間分の間接送電権が対象となっております。

今回の取引対象とする連系線につきましては、分断の状況、値差の状況等考慮しまして、北本、東京中部FC、本四、阿南紀北、関門の5本の連系線としております。今後オークションの結果、また6月に実際に値差がどう発生しているかとか、そういうこともわかるわけですが、実際の取引の結果を踏まえまして7月以降JEPXにおいて間接送電権検討会を開催し、引き続き制度の評価や改善を図ってまいりたいと考えております。

○横山座長

ありがとうございました。

先ほど非化石価値取引市場のこれまでの議論の取りまとめをいただくということに皆さんご異議ございませんでしたけれども、このさまざまな市場を含めましてこれまで議論をしてまいりましたので、非化石価値取引市場だけではなくて、これまでの各市場の議論の取りまとめ案を次回に準備をしていただくということで進めたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、事務局よりスケジュールをよろしく願いいたします。

○鍋島電力供給室長

次回の開催につきましては、日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

○横山座長

それでは、これをもちまして本日の作業部会を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

—了—